

報告要旨

「むら論」の虚像と実像

農林官僚機構と「むら」原理

報告者 島崎 稔  
要旨 柄沢 行雄

島崎報告は、今年度の前二回の研究会の際におこなわれた質疑をめぐって、島崎氏の「むら」の理解について説明を求める要望が出されて決まったという経緯があり、その趣旨に沿いながら、かつ今年度の課題「農政と村落」にふれる形でなされ、次のような構成をもって進められた。

1. 私の「むら」論
2. 農地改革の主体と改革後の土地所有の性格
3. 高度成長策による離農・離村（合理化）への幻想
4. ふたたび「むら」「地域」論をもちださざるをえなかった理由

5. 結び 「むら」と「地域」とのあいだの矛盾  
以下、報告の大様をお伝えする。（柄沢）

まずはじめに「むら」という用語を、研究用語・概念として使う場合、決して無限定的・無規定的に、そして非歴史的に用いないようにしたい、ということが私の趣旨である。

「むら」とは、地域的な共同体としての村落、共同体的な社会関係としての村落であって、それは地方行政組織の末端組織でもなく、また近代的な地方自治の単位組織とも原理的に異なるもの、と私は考えている（村落共同体の定義については「日本農村社会の構造と論理」五二頁参照）。そして、その「むら」共同体的内容をなすものは、山や水の共同所有乃至共同利用など「土地」と結びついた農民の共同の「労働組織」であり、その労働がいわゆる「無償労働組織」として無償化されるメカニズムを明らかにすることに「むら」を論じてゆくポイントが存在する。

ところで、その「むら」が持つ共同体的な社会関係が解体・消滅しきらない状況、あるいはその遺制に近い残存をめぐって、今日さまざまに農政を進めるうえで論議が展開されており、そこに今年度の共通課題「農政と村落」がすえられた根拠である。この共通課題は、他面からみれば、村研が過去3年に亘って議論してきた「農村自治」における「むら」の問題を逆に捉え直すことにもあろう。その点については、「農村自治」の論点整理の論文（冒頭を参照してほしい）（「村落社会研究第

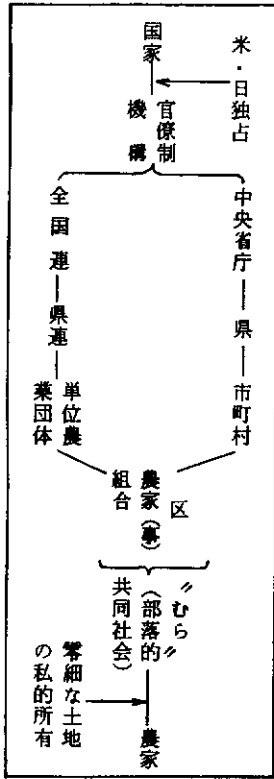
一六集』また「戦後の農村自治に関する論点」『研究通信』一一〇号）。

二

さて、農地改革は、占領軍「官僚の」与える立場からする、小作人の解放が即ち農業生産力の解放という「官僚」的な「生産力解放」の理念の下で行なわれたが、「アメリカ的独立自営農民」（石黒）とはほど遠い「零細農」としての自作農を体制としてつくり出した。そして、その零細自作農体制は、「日本経済の復興と自立に対する基盤として」方向づけられるとともに、やがて農地法によって固定化されてゆく。

一方、農業団体の再編「戦前とは異なる原理に立った国家独占資本主義の機構化する系統的体制の整備」や部落会の黙認、町村合併など改革後の農業・農村の機構の整備を通して、そこに現代に繋がる官僚機構「三段階系統組織（図参照）」ができあがるのである（「戦後農政の展開と農林官僚機構」『中央大学文学部紀要』二一号参照）。

図・改革後の「農村社会」



ところが、近代的官僚機構と共同体的な「むら」という原理的には全

三段階系統組織（行政と団体の官僚制機構）と「むら」原理

く異なる二つの社会関係が、戦後日本の社会において奇妙な結合・癒着の関係、すなわち、前近代的な要素を含む「タテ（官僚機構）とヨコ（村落共同体）」との組成二重構造」として存在した。そして、その両者を結びつけるメカニズムの物質的基礎をなすものが国家の補助金と戦後の零細地片の私的所有にはかならない。つまり、改革によって創設された「零細農」は生産の共同組織化・社会化を通して一層の生産力の解放に向わざるをえないという一部官僚の意図も占領軍にいらるところとはならず、所詮その方向は占領下官僚の限界を越える問題であり、その結果農地改革の指導的推進に擁した歴大な官僚機構が、一転、「零細農」の維持にむけられた。そしてそこに、いわば支配の「官僚」「零細農」体制ができあがり、それは国家の補助金を物質的基礎とし、共同体的な「無償労働」のうえに寄生した（官僚機構の存在基盤として「不払労働」はつねに主要な論点をなす）という。

（「農政と社会学者」『福武直著作集』第七巻解題参照）。

三

ところで農基法が目指した構造政策の理念には、当初高度成長に依拠した「自ずからの」農民の離農・離村、合理化・規模拡大の進行への幻想という「予定調和」的な考え方があった。しかし、その不毛性が財界から厳しく批判され、米価政策が決定的に変化する一九六七―八年頃から構造政策の本格的な展開―総合農政の推進がみられるようになる。その後の内外の経済情勢が深刻な局面変化を示したにもかかわらず、農政についての考え方にはその後一面機能論的、システム論的の考え方でして生き続け、具体的に今日の農政に繋がる面を持っている。それは、

たとえば高度成長最終期頃に出された経済審議会農業問題研究委員会報告「日本農業進歩への道―農業の装置化とシステム化―」に盛り込まれたイデオロギーである。そこには、「古い土地所有」観念を捨て、土地の生産装置化を基礎としたシステム農業の映像のもとで、「農協は生産流通にわたって、その結節点として「システム化の主体」に位置づけられ」、他方「『末端集落』も機能集団的に編成される」といった没社会科学的な発想が読みとられる。（「戦後農政の展開と農林官僚機構」参照。）

こうした段階をへて、一方における農林官僚機構の末端での「むら」の奇妙な結合・癒着関係、他方では現実の農政展開の中で、再び「むら論」が再生してくるのである。

#### 四

地域農政が登場してきた現実的な背景として、減反政策における「むら」（集団主義）がその威力を発揮したことへの評価があり、それが今日の農地流動化政策に対する「むら」の効用への強い期待となつて受け継がれている。他方、「むらの解体論」に対する批判として各種の「むらの見直し論」が様々な文脈や経緯の中で沸き起つたことも周知の通りである。しかし、そうした場で評価され、見直される「むら」と地域農業という「地域」は原理的にも現実的にも全く異なるものである。にもかかわらず、現実にはそのスリカエないし使い分け「むら」を使つての「地域」への再編―が農政上きわめて巧みに行なわれようとしているのではないか。それを象徴するのが「むら」の中の「農民の合意形成」という合言葉である。

「地域」という概念の中に含意されているものは、実は先の「日本農業進歩への道」にみられるようなイデオロギーであり、用語的にはシステム論の立場に立った一定のファンクショナルな領域の把握（「研究通信」一一二号）である。ここでは「地域」は政策的に造成されるものとして理解される。

そうした「地域」が現実には意識的にも無意識的にも「むら」と混用されており、また「むら」から「地域」へという志向が働いていることも明らかである。このような状況の中で、いま一度「むら」を考えてみてもよいのではないか。

村研における社会学と経済学との「むら」に関する理解の隔たり、あるいは二七回大会での余田博通氏の「変らない部分としての『社会の基本構造』」といった把握などについて、生産的な議論を行っていく必要もあろう。ただその場合、経済史と社会学との喰い違いを埋めてゆくためにも、「歴史―体系的」に「むら」を位置づける努力が払われねばならない。そして、そこでは、「むら」（部落機能）が「歴史の中で一定の意味を持つ」ということはどういふことなのかの思考が非常に重要なように思われる。

そうした観点として、かつて綿谷起夫氏が、農地改革直後の福岡県遠賀郡調査に関して出された報告の中で「部落の自主的な死滅」（機能の停止）とか「作られた部落」などと指摘されている点に大いに啓発される面があった。そこには、部落がその「むら」として死滅を辿りながら運動組織として止揚されるという途が分析的に暗示されており、今日でも「むら」を考えてゆくうえで重要な視点が含まれているように思われ

る。

## 五

「むら」の止揚ということについて私見を整理すれば、それは端的には、より高次の共同を通じての農民の組織化ということにはかならない。そこに見られるものが形態的にはたしかに在来の「むら」の範疇と変りないものであるとしても、そうした状況下でのそれは、概念としての「むら」とは異なるものであり、したがってそれを「むら」と言うべきではない。「むら」の止揚とは別に、先の日本経済新聞（昭五七・一二・三）に紹介された農家一八戸の不動産業者によって開発された小聚落などは、地権者集団による「農（主都市）」小聚落といえよ。いわば「むら」の消滅の例である。

以上のような報告のあとにやや文学的表現にすぎることがわかって、結論として次のようなレジュメに書かれた言葉を示した。

「「むら」は限りなく形骸化しながらも生きつづけるだろう。そしてその「死滅」は農民の「所有」に対する自己変革以外にはない。「むら」はまだ「死滅」を認めるまでには至っていない。それを支配に有効にかう力が存在する。」